



在日米軍駐留経費負担に係る特別協定



我が国が在日米軍の駐留に係る一定の経費(労務費、光熱水料等及び訓練移転費)を5年間負担すること等について定める。

- 我が国は、1987年(昭和62年)以降、日米地位協定において米側に負担義務がある経費の一部について、同協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。
- 新たな特別協定は、現下の厳しい安全保障環境の下、在日米軍の安定的な駐留、円滑かつ効果的な運用を支え、一層強固な日米同盟を実現するのに資するもの。
- 2016年1月22日に東京にて署名。同年4月1日発効。

特別協定

- 我が国は、特別協定に基づき、①労務費、②光熱水料等、③訓練移転費を負担。有効期間は5年間。

在日米軍駐留経費負担(HNS)

- HNS交渉では、日本側が特別協定に基づき負担する経費に加え、日米地位協定に基づき負担している提供施設整備費等も合わせて交渉。
- 今次交渉において、2016年度(平成28年度)から5年間のHNSの経費規模は、最終年度(平成32年度)で約1,899億円とすることで意見の一致をみた。(なお、2015年度(平成27年度)のHNSの予算額も約1,899億円。)

【交渉結果の主なポイント】

- ①労務費:日本側負担の上限労働者数を22,625人から23,178人に増加(553人増)。
(内訳)・福利厚生施設で働く労働者:4,408人から3,893人に段階的に削減(515人減)。
・装備品の維持・整備、事務等に従事する労働者:18,217人から19,285人に段階的に増加(1,068人増)。
- ②光熱水料等:日本側負担の上限額を約249億円/年度に維持し、負担割合を72%から61%に引き下げる。
- ③訓練移転費:現状維持。
- ④提供施設整備費:各年度206億円を下回らない(平成27年度予算は、221億円)。